

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月12日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社パルマ
【英訳名】	Palma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 誠一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
【電話番号】	(03) 3234-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 赤羽 秀行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町四丁目5番地20
【電話番号】	(03) 3234-0358 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 赤羽 秀行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期累計期間	第54期
会計期間	自2021年10月1日 至2022年6月30日	自2020年10月1日 至2021年9月30日
売上高 (千円)	1,826,963	3,637,295
経常利益 (千円)	5,197	119,233
四半期(当期)純利益 (千円)	36,371	80,748
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	596,769	596,769
発行済株式総数 (株)	6,652,812	6,652,812
純資産額 (千円)	2,189,871	2,180,143
総資産額 (千円)	3,892,466	4,301,260
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	5.47	12.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	5.39	11.95
1株当たり配当額 (円)	-	4.00
自己資本比率 (%)	56.24	50.66

回次	第55期 第3四半期会計期間
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	8.08

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2021年8月31日付で連結子会社であった令和エンジニアリング株式会社の全株式を譲渡したことから、連結子会社を有さなくなったため、前第4四半期会計期間より連結財務諸表を作成しておりません。

なお、第54期第3四半期連結累計期間における主要な経営指標等は次のとおりであります。

回次	第54期 第3四半期 連結累計期間
会計期間	自2020年10月1日 至2021年6月30日
売上高 (千円)	2,440,068
経常利益 (千円)	58,737
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	34,815
四半期包括利益 (千円)	34,815
純資産額 (千円)	2,122,212
総資産額 (千円)	4,699,255
1株当たり四半期純利益 (円)	5.47
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	5.15
自己資本比率 (%)	45.14

回次	第54期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2021年4月1日 至2021年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	3.95

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社の事業の内容における重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

新型コロナウイルス感染症による事業への影響については、引き続き今後の状況を注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、本年3月のまん延防止等重点措置の解除以降、新型コロナウイルス感染症が沈静化して推移したことから、経済活動が徐々に再開の動きを見せるようになりました。

その一方でロシアによるウクライナ侵攻は、原油や穀物などの商品価格の高騰を招くと共に先進各国のインフレ対策としての金融引き締めを加速させ、急激な円安を引き起こすこととなりました。

また本年7月以降新たな変異株の出現により、再び新型コロナウイルス感染症拡大が見られるなど、このような国内外の動向を踏まえ、今後の経済活動の見通しについては引き続き注視していく必要があると考えております。

このような状況の中、当社は、ビジネスソリューションサービス（セルフストレージ（トランクルーム）事業者向け賃料債務保証付きBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）・ITソリューションサービス等）の受託伸長と自社開発のセルフストレージ施設の開発・販売及び運営施設のリーシング推進に向けた活動を進めてまいりました。

以上の結果、当3四半期累計期間の業績は、売上高は1,826,963千円となりました。損益面では、営業利益は10,073千円、経常利益は5,197千円、四半期純利益は関係会社トランクシステム工業株式会社株式の売却による特別利益の計上により36,371千円となりました。

なお、当社は、2021年8月31日付で連結子会社であった令和エンジニアリング株式会社の全株式を譲渡したことにより、連結子会社を有さなくなったため、前第4四半期会計期間より連結財務諸表を作成していません。前第3四半期累計期間は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っていません。

セグメントの経営成績は以下のとおりであります。

(ビジネスソリューションサービス)

当第3四半期累計期間は、既存顧客のセルフストレージ事業者からの堅調な申込や不動産デベロッパー・電鉄会社等の異業種からの起業者も含め新規提携も進展し、賃料滞納保証・管理、収納代行、契約受付代行等のBPOサービスやWEB予約決済・在庫管理システム「クラリス」の受託が伸長、当第3四半期末時点の主力サービスの賃料債務保証付きBPOサービス受託残高は101,578件（前年同四半期比8.7%増）当第3四半期累計期間の新規契約件数は23,619件（前年同四半期比7.6%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は803,057千円、営業利益は297,545千円となりました。

(ターンキーソリューションサービス)

当第3四半期累計期間は、「大田区雪谷」、「江戸川区松江」所在のセルフストレージ施設を開発し販売いたしました。加えて「横浜市中区本牧原」所在のセルフストレージ開発用地を取得しております。

賃貸運営面においては、過年度販売物件の賃料借上げ額増加等の影響により支出先行の収支となっておりますが、施設ごとの利用動向・反響を反映した弾力的な賃料設定や広告施策・集客オペレーションの見直し等を推進したことにより、前年同期間を上回るペースで新規利用者の獲得が進んでおります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は1,023,905千円、営業損失は164,411千円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当第3四半期会計期間末における総資産は3,892,466千円となりました。主な内訳は、現金及び預金2,670,352千円、販売用不動産543,741千円、仕掛販売用不動産60,126千円、売掛金94,313千円、求償債権323,693千円であります。

負債の部

当第3四半期会計期間末における負債は1,702,594千円となりました。主な内訳は、短期借入金150,000千円、1年内返済予定の長期借入金630,004千円、前受収益117,221千円、長期借入金655,996千円であります。

純資産の部

当第3四半期会計期間末における純資産は2,189,871千円となりました。主な内訳は、資本金596,769千円、資本剰余金507,218千円、利益剰余金1,085,112千円であります。

自己資本比率は、56.24%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営成績について重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,652,812	6,652,812	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数は100株 であります。
計	6,652,812	6,652,812	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	-	6,652,812	-	596,769	-	507,218

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,650,600	66,506	-
単元未満株式	普通株式 2,012	-	-
発行済株式総数	6,652,812	-	-
総株主の議決権	-	66,506	-

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社パルマ	東京都千代田区麹町四丁目5番地20	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(注) 上記自己保有株式には、単元未満株式75株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当社は前第4四半期会計期間より財務諸表を作成しているため、四半期損益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年10月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,718,138	2,670,352
金銭の信託	1,350	1,350
売掛金	81,745	94,313
求償債権	255,777	323,693
販売用不動産	802,736	543,741
仕掛販売用不動産	266,874	60,126
その他	60,106	174,271
貸倒引当金	128,413	191,511
流動資産合計	4,058,315	3,676,336
固定資産		
有形固定資産	49,035	44,276
無形固定資産	27,993	22,469
投資その他の資産	165,916	149,384
固定資産合計	242,944	216,129
資産合計	4,301,260	3,892,466
負債の部		
流動負債		
短期借入金	270,000	150,000
1年内返済予定の長期借入金	748,675	630,004
未払法人税等	41,461	3,852
前受収益	109,570	117,221
その他	194,261	135,619
流動負債合計	1,363,968	1,036,698
固定負債		
長期借入金	747,249	655,996
その他	9,900	9,900
固定負債合計	757,149	665,896
負債合計	2,121,117	1,702,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	596,769	596,769
資本剰余金	507,218	507,218
利益剰余金	1,075,351	1,085,112
自己株式	132	132
株主資本合計	2,179,206	2,188,967
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	7
評価・換算差額等合計	-	7
新株予約権	937	911
純資産合計	2,180,143	2,189,871
負債純資産合計	4,301,260	3,892,466

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	
売上高	1,826,963
売上原価	1,283,870
売上総利益	543,093
販売費及び一般管理費	533,020
営業利益	10,073
営業外収益	
受取利息	16
投資有価証券売却益	9,378
その他	842
営業外収益合計	10,238
営業外費用	
支払利息	13,756
投資有価証券売却損	1,335
その他	21
営業外費用合計	15,113
経常利益	5,197
特別利益	
関係会社株式売却益	30,060
特別利益合計	30,060
税引前四半期純利益	35,257
法人税、住民税及び事業税	10,072
法人税等調整額	11,185
法人税等合計	1,113
四半期純利益	36,371

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、売上引当金等の顧客に支払われる対価について、従来、費用処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過措置に従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過措置に従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による当第3四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当座借越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関11行(前事業年度は10行)との間に当座借越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2022年6月30日)
当座借越極度額	680,000千円	730,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	680,000	730,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産等に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	18,237千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自2021年10月1日 至2022年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月12日 取締役会	普通株式	26,610	4	2021年9月30日	2021年12月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ビジネス ソリューション サービス	ターンキー ソリューション サービス			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	792,068	765,947	1,558,016	-	1,558,016
その他の収益	10,987	257,959	268,947	-	268,947
外部顧客への売上高	803,057	1,023,905	1,826,963	-	1,826,963
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	803,057	1,023,905	1,826,963	-	1,826,963
セグメント利益又は損失 ()	297,545	164,411	133,134	123,061	10,073

(注)1.セグメント利益又は損失の調整額 123,061千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。

2.セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	5.47
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	36,371
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	36,371
普通株式の期中平均株式数(株)	6,652,537
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	5.39
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	96,800
希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

株式会社パルマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新居 幹也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パルマの2021年10月1日から2022年9月30日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年10月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パルマの2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。